

## 寄稿 WTO交渉に日本としてどう臨むべきか

九州大学大学院 農学研究院  
助教授 鈴木 木宣 弘

WTO農業交渉における保護削減の方式

(モダリティ)の第一次議長案は、我が国やEUの主張する削減幅平等の「UR方式」と、二五%上限関税のような削減後水準の平等を迫る米国・ケアンズ連合の主張の「折衷案」で、UR方式を採用しつつも、高関税品目の削減幅を大きくし、また全体としての削減幅もUR合意に比べてかなり大きなものとなっている。

実は米国も本当に二五%上限で決まってしまうたら困る。例えば、米国酪農はオセアニア酪農に惨敗する。カナダはケアンズ・グループの一員でありながら、「関税割当品目については枠内関税の撤廃と枠外の輸入禁止の高関税の維持」を提案し、二五%上限提案に同調していない。このように、米国もカナダも、牛乳・乳製品のように日本のコメに匹敵する基礎的食料として、国民の食生活における特別な位置を占めるが、競争力のない品目を抱えている。コメや酪農といったセンシティブな品目の取扱いは、オセアニアを別にすれば、各国が抱える共通の問題であるから、各国の「基礎的食料」の取扱いを議論して



現実的な歩み寄りを模索すべきである。

ある多面的機能を最低限維持するために必要な最低関税水準とアクセス数量の組み合わせを示すというような形で、多面的機能とモダリティの提案とを結びつける必要がある。何の交渉でも、「落とし所」を見出していくには、数字の入った対案が必要である。米国も「落とし所」を導くための交渉の出発点として二五%上限提案を出した。我が国が交渉を有利に進めるには、「落とし所」をにらんで、二五%上限提案に対する「指し値」をする必要があった。UR水準の延長(五年間に全体で三六%、最低一五%)を「落とし所」とし、まず、その

の半分程度の水準を提案すべきであった。しかし、独自の数値提案が出せずにいるうちに、EUが全体で三六%、最低一五%を提案し、我が国はそれに同調し、更なる譲歩が避けにくい展開になってしまった。アクセス数量については、我が国が主張しているコメの加重分を戻せという提案は、自ら無理を通して特例を設け、その代償として受け入れた措置について、気が変わった

もうやめたので皆と同じに戻してくれ、と言っているもので、ダダをこねている印象しか与えない。コメの加重分解消の提案は取り下げて、全体の問題として、消費量の変化を考慮した新しい基準消費量に基づいてUR合意の最終水準の五%から出発し、五年間で八%まで増加するという提案をした方がよい。たとえ国家貿易品目であっても、輸入しても国内で買手がいらないようなものを無理に輸入することは、アクセス数量の趣旨からして必要はないということも再認識すべきである。

輸出側の保護削減について、輸出信用、食料援助、輸出独占組織等、あらゆる形態の「隠れた」輸出補助を「輸出補助金相当額」(Export Subsidy Equivalent)という形で統一的に計量可能にしWTO規則に組み込む指標を我が国が積極的に提案し、輸出側を牽制するものひとつのアイデアであろう。さらに、国内支持合計額(AMS)の削減については、米国やカナダの乳価支持政策にみられるような大幅な過少申告問題をどう是正するか、という点もひとつの交渉カードとして検討する必要がある。

最後に、交渉に対する姿勢に関して、「我が身をきれいにしておかないと交渉を有利に進められない」というのは変である。交渉とは自分のことを棚に上げて相手を攻めるものである。また、相手のずるい点を攻めず、真似する方が得策となることもある。

E-mail: suzukino@agr.kyushu-u.ac.jp